

# 愛宕小学校いじめ防止基本方針

令和5年4月

## 1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるだけでなく、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されるものではありません。

愛宕小学校では、いじめは「どの学校でも、どの子にも起こり得る」問題であることを十分認識するとともに、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を、学校教育全体を通じて児童一人ひとりに徹底し、児童の発達段階に応じた取組を系統的に実践していきます。そのために、私たち教職員は、日々の学校生活の中で、いじめを見抜く鋭い人権感覚といじめを絶対に許さないといった毅然とした姿勢を身につけるよう努めます。

また、いじめを生まないためには、児童一人ひとりが人として大切にされているという実感をもてる環境づくりに地域全体で取り組み、自己肯定感を高め、児童に自他の人権を守るために行動できる力を育む必要があります。そのために、家庭や地域も、いじめの問題に敏感になり、いじめや差別のない地域環境づくりを進めていただけるよう、積極的に連携を図っていきます。

学校、家庭、地域が一体となって児童を見守りながら、いじめの未然防止に力を注ぐとともに、いじめの兆候を早期に発見し、適切に対処することで、全ての児童が、安心して学び、生活できる教育環境づくりに取り組んでいきます。

愛宕小学校では、鈴鹿市いじめ防止基本方針に基づいて、望ましい子ども像を目指して次のように基本理念を定め、いじめの防止、早期発見・解消の対策に、強い決意を持って取り組んでいきます。

### ◎教職員は、いじめをなくすために鋭い人権感覚を持って取り組みます。

- いじめは、全ての児童に関係する問題であることを念頭に置き、全ての児童が安心して学校生活を送ることができるよう、とりわけ教職員はいじめを見抜く鋭い人権感覚を持ち、学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に取り組みます。

### ◎児童には、いじめの問題の重大性を理解させます。

- 全ての児童がいじめを行わず、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないようにするために、いじめが絶対に許されない行為であることやいじめられた児童の心身に及ぼす深刻な影響等について、児童が十分に理解できるように取り組みます。

### ◎いじめの問題に正しく向き合う児童を育みます。

- 全ての児童が相手を思いやり、自他の命を尊重する心を持ち、互いの個性や人権を尊重する「ともに支え合う力」と、児童の主体的な活動を促す「自立する力」を育むことができるように、学校教育活動全体で取り組みます。

## ◎地域ぐるみで、いじめの問題に取り組みます。

- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、市、市教育委員会、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、取り組みを進めます。

## 2 「いじめ」とは

### (1) 「いじめ」の定義の解釈

児童生徒等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童生徒等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

[いじめ防止対策推進法第2条]

個々の行為がいじめであるかどうかの判断は、表面的・形式的に行うことがないように心がけ、被害児童の立場に立って行います。また、特定の教職員のみによることなく、いじめ対策防止連絡会議の委員等、複数の教職員によって行います。

その際は、いじめには多様な態様があることを踏まえ、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めます。例えば、いじめられていても、本人がそれを否定する場合があります。当該児童の表情や様子をきめ細かく観察し、周りの子どもや関係職員、保護者からも情報を集め、慎重に判断を行います。

### (2) 具体的な「いじめ」の態様

- ・冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ・金品をたかられる。
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。等

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるようなものもあります。

そのような場合は、被害者やその保護者の意向を踏まえた上で、早期に警察に通報を行い、警察や関係機関と連携した対応を行います。

### (3) いじめのとりえ方

「いじめ」について次のように認識し、いじめ防止、早期発見・解消の対策を推進します。

- ・いじめは、重大な人権侵害であり、人間として絶対に許されない行為である。
- ・いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題であり、どの児童も被害者にも加害者にもなり得る。
- ・いじめは、学校の内外を問わず起こり得る問題である。
- ・いじめは、表面化した問題だけでなく、いじめにつながる小さな芽は、日常的に起こっている。
- ・いじめは、「いじめ」を行う子どもと「いじめ」を受ける子どもだけでなく、「いじめ」の行為を面白がって見ていたり、はやしたてたりする「観衆」や、見て見ぬふりをしている「傍観者」といった集団が存在する「四層構造」から成る、集団の課題としてとらえる。

## 3 学校でのいじめ防止、早期発見・解消のための組織

いじめ防止対策推進法第22条により、学校が組織的にいじめの問題に取り組むに当たり、いじめ防止等に関する措置を行う中核となる組織として「愛宕小いじめ防止対策連絡会議」を設置します。

### (1) 組織構成

【教職員】校長，教頭，生徒指導担当，人権教育担当，学級担任，学年担任，特別支援教育コーディネーター（教育相談担当），関係職員（必要に応じて，養護教諭，校内研修担当等も入る）

【教職員以外】スクールカウンセラー，その他，学校長が必要と認める者

### (2) 会議の開催

- ・ 学校運営協議会に合わせて開催し，年間計画や取組について協議。
- ・ いじめ問題の発生，その他，学校長が必要と判断した際に随時開催。

### (3) 会議及び構成員の責務

- ・ いじめ防止基本方針の取組の実施や検証，修正等。
- ・ 学校におけるいじめの相談・通報の窓口。
- ・ いじめに関する情報や問題行動等に係る情報の収集及び共有等。
- ・ いじめの事実関係の調査，児童への指導，支援体制の整備，対応方針の策定，保護者との連携等。
- ・ 重大事態が発生した際の情報収集や事実の調査。

## 4 学校でのいじめ防止，早期発見・解消のための対策

### (1) いじめの未然防止に向けて

#### ① 学校経営における位置づけ

- ・特別の教科「道徳」をはじめとした全ての教育活動を通じて，児童の社会性，規範意識，思いやり等の豊かな心や，仲間とのコミュニケーション能力，思考力，判断力，表現力などを育み，生きる力を培う学校教育活動の充実を図ります。
- ・担任をはじめ，全教職員のいじめの問題への認識や自覚を深め，人権感覚を高めるため，計画的にいじめの問題への資質向上につながる校内研修を行います。
- ・教職員が，児童の様子について日常的に情報交換を行うことができる組織的な生徒指導体制を構築し，幼稚園・保育所園と小学校，小学校と中学校との連携を図り，途切れのない子どもの支援に努めます。
- ・学校支援ボランティアの活用を促進し，地域の協力を得た体験学習などを通じて，児童同士や地域住民との交流による人間関係づくりを推進します。

#### ② 教職員の取組

- ・全ての児童にわかる授業・楽しい授業を目指した授業改善に努めるとともに，学級活動や学習活動での居場所づくりを心がけます。
- ・特別活動等を通じて，よりよい人間関係を築く力と問題解決能力の育成を目指し，感情をセルフコントロールする力や，根気強く努力する力，態度の育成を図ります。
- ・日頃から，児童一人ひとりと積極的に向き合い，日々のノート指導や日記，定期的なアンケート調査に加え，教育相談の実施等により，児童が示す変化や危険信号を見逃さず，児童がいじめを訴えやすい体制づくりに組織的に取り組みます。

#### ③ 児童を対象とした取組

- ・中学校区の人権フォーラムをはじめ，日々の教育活動全体で。人権について学んだり，話し合ったりする場を設定し，いじめを集団の課題としてとらえ，児童一人ひとりが自分事として考える取組を推進します。
- ・児童がともに支え合う集団の一員としての自覚や自信を育むことにより，互いを認め合える人間関係や学級・学校風土をつくります。また，規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し，活躍できるよう，授業づくりや集団づくりを行います。
- ・児童会や学年，学級において，「ピンクシャツ運動」等の「いじめをなくしていく活動」を積極的・計画的に展開し，児童がいじめを防ぎ，早期発見・解消する主体的な担い手となる取組を推進します。
- ・児童のインターネット上のいじめの防止については，携帯電話やインターネットの危険性についての理解を深め，インターネットを正しく利用するためのスキルを向上する等，情報モラル教育を推進します。

## (2) いじめの早期発見・解消に向けて

### ① 早期発見に向けた取組

- ・いじめを許さない学校づくり，学級づくりを進めるとともに，児童が発する小さなサインを見逃すことが無いよう，日頃から児童理解に努めるとともに，困ったときに安心して相談してもらえるよう，児童や保護者との信頼関係の構築に努めます。
- ・遊びやふざけあいと思われるような些細な行動にも目を向け，教職員間での情報共有を図り，いじめを見逃さず，積極的に認知するよう努めます。
- ・いじめについてのアンケートを実施した際は，アンケート内容を複数の職員で確認し，児童からのいじめの訴えに迅速に対処します。
- ・インターネット等への誹謗中傷などの書き込みといった潜在化するいじめの問題には，児童及び保護者から，積極的な情報が得られるよう日頃からの協力体制や信頼関係の構築に努めます。

### ② 初期対応での取組

- ・児童本人やその友人，保護者などからいじめについての相談を受けた場合は，被害児童の立場に立って，丁寧に聞き取りを行うとともに，家庭とも連携しながら，必要な措置を迅速に講じます。
- ・加害児童にいじめの認識がない等，被害児童との間で見解が違う場合は，複数の教職員での聞き取りを行い，周りの児童からの聞き取りやアンケート調査など客観的な事実関係の把握に努めます。
- ・児童や保護者からのいじめの相談は，勇気を持って行われたものと認識し，相談内容については，守秘義務を遵守し，個人情報やプライバシーに十分に配慮した対応を行います。

### ③ 児童への指導や支援

- ・被害児童や，いじめをやめさせようとしたり，知らせたりした児童を，全教職員が一体となって守り通します。また，市教育委員会教育支援課，子ども家庭支援課と連携し，心身の保護・ケアを行います。
- ・加害児童に対しては，人権尊重の視点に立ち，いじめは絶対に許されない行為であることを自覚させるとともに，いじめの背景にも目を向け，必要に応じて心理や福祉等の専門家など外部専門家の協力を得ながら，当該児童の人格の健やかな成長に必要な教育的支援を行います。
- ・いじめの問題の背景には，児童が複雑で多様な悩みや不安を抱えている状況が考えられることから，表面的な問題だけを把握することに留まらず，児童を多面的にとらえ，問題の解決を図るよう努めます。

### ④ 組織的な対応

- ・いじめへの対応は，特定の教職員で抱え込まず，その内容にかかわらず管理職に迅速に報告し，全教職員で共有するとともに組織的な対応を行ないます。

- ・いじめの問題には、基本的に次のような流れで対応してまいります。  
「情報の把握 → 管理職・生徒指導委員会への報告 → 初期対応の確認  
→ 事実関係の把握 → 対応方針の決定及び保護者への連絡  
→ 指導及び心身の保護・ケア → 再発防止策の検討及び実践」
- ・いじめ問題は、全て市教育委員会に報告するとともに、犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案については、速やかに警察へ通報し、関係機関と十分な連携を図ります。
- ・いじめの再発防止に向けて、教職員の指導体制や児童の仲間づくり，集団づくりの取組等について検証し，いじめを許さない学校づくりを目指した学校教育活動の再構築を図ります。

## ⑤ 学校でのいじめの相談

学校は、定期的な教育相談の実施やスクールカウンセラーの積極的な活用等による相談体制の整備や充実を図ります。さらに、児童の悩み等を積極的に受け止め、いじめの早期発見・早期対応を図るため、校内での相談窓口の明確化や相談手段の工夫等を行い、いつでも誰でもが、いじめの相談を行うことができる体制を整え、機能させます。

また、保護者にも、学校における教育相談について十分理解されるよう努め、保護者の悩みにも応えることができるよう努めます。

## 5 学校がいじめを認知した時の具体的な対応の流れ・組織体制

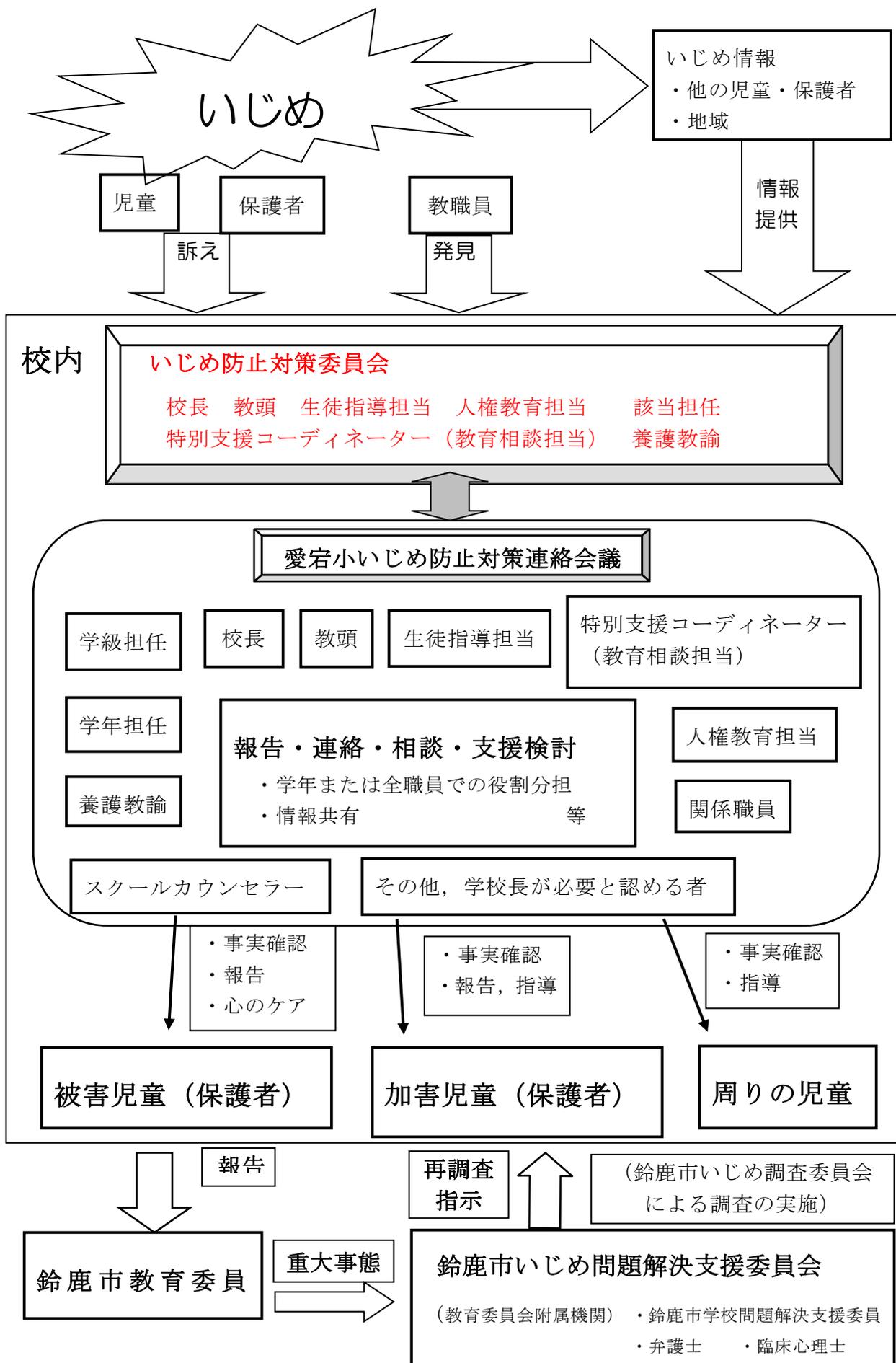
### (1) 初期対応

- ① 被害児童からの丁寧な聞き取りと心身の保護・ケア
- ② 被害児童及び保護者の意向に基づいた正確な実態把握と、加害者への聞き取り・指導
- ③ 被害児童の保護者へのいじめの実態説明及びその後の指導・取組についての意向確認
- ④ 被害児童保護者の意向を踏まえた加害児童保護者への説明・指導，加害児童への指導

### (2) いじめ解消後の中・長期的な対応

- 複数の目による定期的な状態チェック（アンケートの活用も），報告及び情報交換の実施
- 児童が気軽に相談できる機会の設定，窓口づくり（休み時間の有効活用，カウンセラー等の活用も）
- いじめを許さない学校，学年，学級の風土づくり（児童会活動や学級活動の工夫）

### (3) 学校がいじめを認知した時の組織体制・対応フロー図



## 6 いじめを早期発見するために

### ◎教師用チェックシート◎

- シートを活用して、早期発見・早期対応に努める。

観点	子どもの様子
身体	<input type="checkbox"/> 顔や体に傷やあざができています。 <input type="checkbox"/> 体の不調を訴える・保健室やトイレに行くことが多い。 <input type="checkbox"/> 表情が沈んで暗くなる。
表情や態度	<input type="checkbox"/> 話したがらない。 <input type="checkbox"/> わざとはしゃぐ（急に落ち込む）。 <input type="checkbox"/> ぼんやりした状態にいる。 <input type="checkbox"/> 視線を合わせない・うつむいている。 <input type="checkbox"/> 笑顔が少なくなり、表情が沈んでいる時間が多い。
行動	<input type="checkbox"/> 登校時刻が始業ギリギリである。 <input type="checkbox"/> 遅刻・欠席が増える（理由を言いたがらない）。 <input type="checkbox"/> 教室に入りたがらない・授業に遅れる。 <input type="checkbox"/> 急に学習への意欲を失う・成績が低下する。 <input type="checkbox"/> 忘れ物や期限遅れの提出物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 当番活動や休み時間に、ぼつんとひとりである場面が多い。 <input type="checkbox"/> 休み時間は、職員室や保健室の近くにいる。 <input type="checkbox"/> 特定のグループと行動するようになる。 <input type="checkbox"/> からかわれることが多くなる。 <input type="checkbox"/> 技をしかけられることがある。 <input type="checkbox"/> 発言に爆笑される。 <input type="checkbox"/> 仕事を押しつけられる。 <input type="checkbox"/> 席を離される・席替えや集団行動で避けられる。 <input type="checkbox"/> ゲーム等のとき、特定の子どもの失敗に非難が激しくなる。 <input type="checkbox"/> 遊んでいる中で特定の子どものみに不利な役ばかりが回る。 <input type="checkbox"/> ひとりであることが多い。 <input type="checkbox"/> 発言に対して冷やかしゃやジを飛ばされる、無視される、周囲がざわつく。
持ち物	<input type="checkbox"/> 紛失物が多くなる。 <input type="checkbox"/> 持ち物が隠される。 <input type="checkbox"/> 持ち物や掲示物にいたずら書きが増える。 <input type="checkbox"/> 名前やあだ名の落書きが多くなる。
服装	<input type="checkbox"/> 服が汚れたり破れていたりしている。 <input type="checkbox"/> ボタンが取れている。 <input type="checkbox"/> 服に靴の踏み跡がついている。

## ◎保護者用チェックシート◎

●毎日の生活の中で、私たち大人が子どもたちの小さな変化に早く気づくことが大切です。

観点	子どもの様子
行動	<input type="checkbox"/> 朝なかなか起きてこない、登校を渋る、遅刻が多くなる。 <input type="checkbox"/> 学習意欲が低下する。 <input type="checkbox"/> 「クラスを替わりたい」、「転校したい」、「部活動を辞めたい」などこぼす。 <input type="checkbox"/> 友だち関係が変化し、誘い、呼び出し、外出が頻繁になる。 <input type="checkbox"/> お金を持ち出したり、頻繁に要求したりするようになる。 <input type="checkbox"/> 「自分はだめだ」、「死にたい」など話すことがある。
表情や態度	<input type="checkbox"/> 元気がない、食欲がない、眠れない、よくため息をつく。 <input type="checkbox"/> 口数が少なくなる、学校や友だちの話を避けるようになる。 <input type="checkbox"/> 外に出たがらない、部屋に閉じこもる。 <input type="checkbox"/> ぼんやりしたり、ふさぎ込んだりしている。 <input type="checkbox"/> おどおどしたり、いらいらしたり不安定な精神状態になる。 <input type="checkbox"/> 急に甘えてきたり、はしゃいだりする。
身体	<input type="checkbox"/> あざやかすり傷がある（聞くと「転んだ」などと説明する等）。
持ち物	<input type="checkbox"/> 持ち物等に落書きや汚れ、破損等が見られる。 <input type="checkbox"/> 見た覚えのない品物を持っている、大切にしていた物がなくなる。 <input type="checkbox"/> 刃物などを持ち歩くようになった。
服装	<input type="checkbox"/> 服が破れていたり、汚れたりしている（その理由を言いたがらない等）。
その他	<input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに連絡が頻繁に入るが、出ない。 <input type="checkbox"/> 携帯電話やスマートフォンに入る連絡に過剰に反応する・不安な顔をする。

●いじめている側にも変化があります。

観点	子どもの様子
行動	<input type="checkbox"/> 暴力的な言動が目立つ。 <input type="checkbox"/> 金銭の使い方が派手になる。 <input type="checkbox"/> 時間にルーズになる。
持ち物	<input type="checkbox"/> ふだん持っていない物を持っている。
その他	<input type="checkbox"/> 友だちを中傷する言動が目立つ。

## 7 重大事態への対処

### (1) 重大事態とは

法第28条で定められている重大事態は、次に掲げる場合とされています。

- ①いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合で、例えば次のようなケースが想定されます。
- 児童生徒が自殺を企図した場合
  - 身体に重大な傷害を負った場合
  - 金品等に重大な被害を被った場合
  - 精神性の疾患を発症した場合
- ②いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合で、「相当の期間」については、年間30日程度を一つの目安とします。
- ただし、児童生徒が一定期間連続して欠席しているような場合には、この基準に関わらず迅速に調査等に取り組みます。
- なお、いじめられたことにより重大事態に至ったという児童生徒や保護者からの相談や申立てについても、重大事態が発生したものとして対処します。

### (2) 重大事態発生時の対処

重大事態が発生した場合は、直ちに市教育委員会に報告するとともに、愛宕小いじめ防止対策連絡会議を速やかに招集し、今後の対策について検討します。その際には、被害児童、保護者の事情や心情を最優先に考え、市教育委員会等と連携しながら取組を進めます。

具体的には、重大事態に至る要因となったいじめ行為が、いつ（いつ頃から）、誰から行われどのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童の人間関係にどのような問題があったか、学校や教職員がどのように対応したかなどの事実関係を、可能な限り網羅的に明確にします。

その際には、因果関係の特定を急がず、客観的な事実関係を速やかに調査します。調査に当たり、必要に応じて、県教育委員会と連携を図るとともに、児童相談所、警察等の関係機関に協力を要請します。

なお、被害児童の置かれている実態に応じて、次のような対応を基本とします。

#### ①被害児童からの聴き取りが可能な場合

被害児童から十分に聴き取りを行うとともに、周りの児童（状況により、学年・全校児童）や教職員への質問紙調査や聴き取り調査等を行います。その際には、被害児童や情報を提供してくれた児童を守ることを最優先として調査を実施します。

また、調査による事実関係の確認とともに、加害児童の背景をつかんで指導を行い、直ちにいじめをやめさせ、全職員で見守っていきます。さらには、被害児童の事情や心情を聴取し、本人の状況にあわせた継続的なケアを行い、

学校生活復帰への支援や学習支援等を行います。

## ② 被害児童からの聴き取りが難しい場合

被害児童保護者の要望や意見を十分に聴取したうえで、今後の調査について協議し、被害児童や保護者の承諾を得て、周りの児童（状況により、学年・全校児童）や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等に着手します。

事実関係の確認後は、上述①に準じます。

## （3）調査結果の提供及び報告

被害児童やその保護者に対して事実関係等その他必要な情報を提供する責任を学校が有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係（いじめ行為がいつ、誰から行われ、どのような態様であったか、学校がどのように対応したか等）について、被害児童やその保護者に対して丁寧に説明を行っていきます。

これらの情報の提供にあたっては、他の児童のプライバシーの保護や関係者の個人情報に配慮しつつも、隠蔽と受け止められることが無いよう適切に提供します。